



(公財)水道技術研究センター  
〒112-0004 東京都文京区後楽 2-3-28  
K. I. S 飯田橋ビル 7F  
TEL 03-5805-0264, FAX 03-5805-0265  
E-mail [jwrchot@jwrc-net.or.jp](mailto:jwrchot@jwrc-net.or.jp)  
URL <http://www.jwrc-net.or.jp>

## 水道用語の英語表現（その8） 「浄水施設と浄水場」

### （はじめに）

今回の水道用語の英語表現では、「浄水施設と浄水場」を取り上げることしました。

以下に示す情報を参照すると、

---

浄水施設：water treatment facility

浄水場：water treatment plant

---

とするのが相応しいと考えられます。

なお、上記の和訳（仮訳）は以下の情報に基づくものであることに留意願います。

### （注1）水道法で用いられている「浄水施設」の条文（例）

8 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

四 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、濾ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。

### （注2）水道法で用いられている「浄水場」の条文（1か所のみ）

（健康診断）

第二十一条 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。

## 1. 米国の安全飲料水法など

米国の安全飲料水法では「water treatment facility」という用語が頻繁に使われているが、これは「浄水施設」に相当するものであると考えられる。一方、「〇〇浄水場」に相当する英語表現として、「〇〇water treatment plant」が多く使われている。

## 2. 「浄水場」の英語表現について（調査結果）

米国 20 大都市における「浄水場」の名称を調べたところ、「water treatment plant」：15 都市、「water purification plant」：2 都市（シカゴ市及びヒューストン市）、「water filtration plant」：2 都市（ニューヨーク市及びロサンゼルス市）、「浄水施設（浄水場）なし」：2 都市（サンアントニオ市及びコロンバス市）、という結果であった。（なお、〇〇facility という名称の浄水場はなかった。これは、日本でも同様で、朝霞浄水施設、川井浄水施設などという使い方をしている事例は見当たらない。）

なお、ロサンゼルス市の水道事業者は「LADWP（ロサンゼルス水道電気局）」であり、LADWP は、LADWP 所有の「Los Angeles Aqueduct Filtration Plant」の浄水と、水道用水供給事業者である南カリフォルニア大都市圏水道企業団の 3 つの浄水場（Water Treatment Plant）からの受水により、市内に給水している。

---

### （参考 1）浄水場について

水道法第 21 条（健康診断）では、「水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。」と規定されている。

仮に「取水場、浄水場又は配水池」を「取水施設、浄水施設又は配水施設」に置き換えると、以下のようになる。

#### （仮）水道法第 21 条（健康診断）

水道事業者は、水道の取水施設、浄水施設又は配水施設において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。

このように「浄水施設において業務に従事している者」となると、浄水場内の「浄水施設に該当しない施設等（例えば、事務室、守衛室）において業務に従事している者」や「浄水場内の事務室の改修工事に従事している作業人」は、健康診断の対象外となってしまう。

このようなことから、「浄水施設」でなく、「浄水場」としたものと解される。なお、水道法逐条解説によれば、「臨時の職員、作業人等についても、本条（第 21 条（健康診断））は適用される。」とのことである。

### （参考 2）「これらの施設の設置場所の構内に居住している者」について

当該条文（水道法第 21 条）は、昭和 32 年に制定された水道法で既に盛り込まれている規定である。少なくとも昭和 30 年頃から比較的最近まで、浄水場内に（場長や浄水場の維持管理担当職員などのための）職員用宿舎が設置されている事例があった。

（以前、横浜市の浄水場内に場長などが居住する宿舎があったとのことである。（横浜市水道局 OB に確認済み）

**配信先変更のご連絡等について**

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までEメールにてご連絡をお願いいたします。〒112-0004 東京都文京区後楽 2-3-28 K.I.S 飯田橋ビル 7F (公財) 水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : [jwrchot@jwrc-net.or.jp](mailto:jwrchot@jwrc-net.or.jp)

TEL 03-5805-0264 FAX 03-5805-0265

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

**水道ホットニュースのバックナンバーについて**

水道ホットニュースのバックナンバー (第 58 号以降) は、下記アドレスでご覧になれます。

バックナンバー一覧 <http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-r4.html>

**水道ホットニュースの引用・転載について**

水道ホットニュースの引用・転載等を希望される方は、上記ホットニュース担当までご連絡をお願いいたします。なお、個別の企業・商品・技術等の広告にはご利用いただけません。